

平成二十七年十月二日受領
答弁第四五九号

内閣衆質一八九第四五九号

平成二十七年十月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣 麻生 太郎

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員鈴木貴子君提出TPP交渉に対する政府の認識及び見解等についての質問主意書における政府
答弁の在り方等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出TPP交渉に対する政府の認識及び見解等についての質問主意書における

政府答弁の在り方等に関する質問に対する答弁書

一から三までについて

先の答弁書（平成二十七年九月十五日内閣衆質一八九第四〇五号）でお答えしたとおり、政府としては、環太平洋パートナーシップ（以下「TPP」という。）協定交渉において、衆議院及び参議院の農林水産委員会の決議をしっかりと受け止め、守るべきものは守り、攻めるべきものは攻めることにより、国益にかなう最善の道を追求するよう、全力で交渉に当たっていると述べているところである。

「守るべきものは守り、攻めるべきものは攻める」とは、TPP協定によって自由、民主主義、基本的人権、法の支配といった普遍的価値を共有する国々と経済連携に関する二十一世紀型の新たなルールをアジア太平洋地域に作り上げること、そして、同地域の活力を取り込むことで我が国の力強い経済成長を実現すること、また、美しい田園風景、農村の伝統・文化、国民皆保険制度を基礎とした社会保障制度といった世界に誇るべき我が国の国柄を守ること等を念頭に置いている。